

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月10日(月)
- 2 開催場所 マリーホール
- 3 出席委員(農業委員11名+推進委員1名)

農業委員(13名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、4番 榎本良樹、5番 水上昭和、
6番 安永文秋、8番 阿部 進、12番 本田孝光、13番 渡邊三郎、
14番 舟越俊茂

推進委員(1名)

11番 本松和彦

4 欠席委員(3名)

3番 山本 隆、7番 本田瑞希、9番 安河内龍一、10番 松川公彦、
11番 宮野和男、(農業委員)
7番 林 久芳 (推進委員)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第21号 農用地利用集積等促進計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第15号 非農地証明願の届出について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

課長補佐 佐野 史晃
主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議 長 　　ただ今から、令和7年度 第8回農業委員会を開会いたします。本日の委員14名中9名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。14番 舟越委員、8番 阿部委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　1ページ議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げてご説明させていただきます。
事件番号1番

【事件番号1番 説明】

議 長 　　事件番号1番の担当地区の推進委員さんは本日欠席ですので、意見は省略させていただきます。

議 長 　　事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 　　特にありません。

議 長 　　事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 　　ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号1番につきましては、許可といたします。

議 長 　　続きまして、事件番号2番につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 　　事件番号2番

【事件番号2番 説明】

- 議 長 事件番号2番の担当地区の推進委員さんは本日欠席ですので、意見は省略させていただきます。
- 議 長 事件番号2番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 問題ありませんので、よろしく申し上げます。
- 議 長 ご質問、ご意見等ございませんか。ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、許可といたします。
- 議 長 つづきまして、議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いいたします
- 事 務 局 7ページ議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請につきまして8ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。
事件番号1番

【事件番号1番 説明】

- 議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 特に問題ありません。所有者は高齢で農作業等、畑はされておられません。今まで別の方に畑をお貸ししておられたという状況です。今回、畑を作っておられた方も了承しておりますので、問題ないと思います。
- 議 長 続いて事件番号1番の担当地区の農業委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。
- 委 員 先ほど現地を見ていただいた通り、周辺は第1種農地ということで生産性の高い水田が広がっていますが、この土地については、住宅地の一画という感じで、面積もわずかな状況で、226㎡です。現地みてい

ただいたように、畑のあとというかたちになってますけど、将来的には集落の一面になるということで、一種農地であるが問題ないという風に判断しております。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第21号、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。では、事務局説明をお願いします。

事務局 17ページ議案第21号 農用地利用集積計画の決定について18ページをお願いします。こちらは所有権移転となります。

【説明】

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。(全員挙手) 全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約について、
報告第15号 非農地証明願の届出について、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 19ページ報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、20ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

引き続き21ページ報告第15号 非農地証明願の届出につきまして、22ページをご覧ください。

非農地判断基準に沿って「非農地」と判断される土地について、報告いたします。

【説明】

これらのものにつきましては、法務局において、現況を確認後、当該現況地目に変更・登記される事となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 　　ただ今の事務局からの報告第14号、第15号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

議 長 　　ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。